



Q 電子部品製造の会社に勤めています。電気の最低賃金は2018年10月5日



A は、最低賃金に

金が改定されたと聞きました。以前、鳥取県の最低賃金が改定されましたが、何か違いがありますか。

最低賃金に違いがあるの？

から1時間あたり76鳥取県内の事業場で働(2円)と、特定の産業く労働者は、地域別最事業所の基幹労働者に低賃金762円と共通適用される「特定(産業別)最低賃金」が適用されます。低賃金の790円が適用されます。

鳥取県では現在2種各種商品小売業最低賃金は改定がなく、同低賃金(①電子部品・年10月6日から地域別デバイス・電子回路、最低賃金の762円が電気機械器具、情報通信適用されています。なお、特定(産業別)信機械器具製造業②各種商品小売業)が定め最低賃金は、その事業所の基幹労働者に適用されています。

このうち、電子部品、デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、または65歳以上の者、報道信機械器具製造業、雇い入れ後6カ月未満で技能習得中の者等、最低賃金が18年12月28日から790円に改定されました。従って、適用除外の要件が定められています。

これらの製造業を営む